

## 第 3 5 回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成 30 年 6 月 21 日 (木) 10 時 00 分～10 時 50 分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室 B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・ 資料 2、No.39 について、ご意見が有れば 6 月末日を期限として事務局へ連絡する。★
- ・ 資料 2、No.62 はクローズとする。
- ・ スイッチング支援システムの利用に、広域機関システム側で求められているルート CA 証明書が必要であるか否か、事務局で確認する。★
- ・ 次回会議に向け、起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付いただく。その方法は、会議後に事務局から連絡する。★

<議事概要>

1. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況 (資料 2)

事務局から資料 2 を用い、スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について、その進捗や回答を説明した。主な質疑は以下の通り。

■ 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)

- ・ No.39 の内容について、ご懸念があり、持ち帰り検討したい事業者が居れば 6 月末までご意見を受け付けることとしたい。(事務局)  
⇒ (挙手あり)  
→ それでは、6 月末までご意見を待つこととし、6 月末の時点で特段のご異論が無ければ、会議メンバーに向けて、今回の案を進めることをアナウンスする。(事務局)
- ・ 資料 2 別紙 1、p 1 に青字追記された、「一括申請の対象供給地点は、同一エリアに限定 (複数のエリアの供給地点に跨る一括申請は不可)」という記載について、これは一つの申込みは同一エリアでなければならないだけであり、例えば複数エリアに跨る需要者の場合、エリア毎に資料を作成して、分けて申請すれば受け付けいただけるということか。  
→ その通りである。ただし、委任状もエリア毎にご準備いただく必要がある。(事務局)
- ・ 広域機関においてシステム改修は様々な案件があると考えられ、広域機関の予算の都合もあるかと思うが、この件の優先順位は広域機関で判断するという事か。  
→ この件は基本的に進めたいと考えており、優先順位は他の案件よりも高いと考えている。(事務局)
- ・ No.51、スイッチング支援システム上で実量制からアンペアブレーカ制へ変更できる理由は、電力自由化によりほぼ 100%スマートメータとなり、スマートメータにアンペアブレーカ機能が追加されたため、遠隔で切り替え可能となったためか。  
→ ご要望はスイッチング支援システムであったが、回答内容は各エリアで WEB 受付(スイッチング支援システム外)を出来るように用意したという回答である。従来は紙で申込みしていたものが、WEB 上で申込み出来ることとなった旨の報告である。(事務局)
- ・ No.62、資料 2 別紙 4、p 3 の 4 の回答において、お客さま宅内操作で点灯できる状態は「エリアによりますが」との原則の表現があるが、出来ない状態にあるエリアもあるという事か。  
→ エリアによって、新設地点のためスマートメータであるが、スマートメータで電気を遮断しているエリアと、スマートメータでは遮

断しておらず、宅内盤の操作で電気が利用可能となるエリアがあると聞いている。(事務局)

→ 具体的にどのエリアであるか。

→ 具体的には聞いておらず、必要ならば別途調査が必要となる。(事務強)

⇒ 新築であると、今時ならばサービスブレーカを付けず、スマートメータのアンペアブレーカを利用して電気を切っているのではないか。その場合、お客様側で電気をオンできないのではないか。

→ スマートメータにアンペアブレーカが内蔵されているかもしれないが、別途、屋内配線側に漏電遮断器等のメインブレーカーがあり、それをオンにすれば電気が使えるということ。スマートメータ内のブレーカーの状態は新設時に電気工事店から申し込んだ内容による。新築の際に、入居する需要者名まで決まっている場合など、すぐに点灯できるようにしていただきたいということであればオンにしており、入居者が決まっておらず、新設と同時に廃止が申し込まれたならばオフとしている。

⇒ 事前に何日に入居すると申請していれば、遠隔でアンペアブレーカをオンにしていだけるということか。

→ その場合は、スマートメータのブレーカーはオンの状態となるため、お客様側の操作で電気の利用を開始できる。

・ 本件、設備情報の更新が遅いことについての改善要望であるが、みなし小売電気事業者と新電力の間で、情報更新の時期に違いは無いと考えて良いか。

→ 違いはない。

・ 資料 2、別紙 4、p 3 の 4 番について、新築のため供給地点特定番号が分からないものの、住所は入手しているので、例えば 4 月 1 日の入居が決まった場合は、一般送配電事業者へ住所を連絡すれば個別に対応いただけるという事か。

→ 回答に有る通り、「もしくは、小売電気事業者からの申出（システム外）に基づき、個別対応する」とあり、その理解で良いと考えている。

→ 連絡した当日での通電対応が難しい可能性も考えられる。早めにご連絡いただいた方が良いと考える。(事務局)

・ この内容で良ければ、この回答をもって No.62 をクローズする事となるが、よいか。(事務局)

⇒ (異論なし)

→ それでは、この回答をもって、No.62 はクローズとさせていただきます。(事務局)

### 3. 30 分電力量・確定使用量通知の BP に関するご意見・ご要望状況 (資料配付なし)

進捗や新規起票はないため、資料配付せず。

#### <その他>

##### ■ 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)

・ 6 月 27 日に、中間 CA 証明書の追加登録をされると思うが、別途、広域機関システム側の事務局から、ルート CA 証明書の追加登録の案内をいただいている。中間 CA 証明書が有るからとはいえ、ルート証明書が無ければスイッチング支援システムにアクセスできなくなるのではないかと懸念しているが、いかがか。

→ 過去の実績から考えて問題ないものと考えているが、確認する。問題が有れば全小売電気事業者に周知する。(事務局)

○ 次回開催について、7 月度の開催となれば、7/19 (木) 10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上